

## 公共施設マネジメント事業における施設評価（案）

### 1. 目的

御前崎市では、公共施設の統一的な評価基準を設け、評価付けを行う「施設評価」を実施しています。この施設評価は、「改善等が必要な施設」と「継続すべき施設」を明確化することで、維持すべき施設に投資ができる仕組みを確立するとともに、将来的な歳出の減少を目指すものです。

令和7年度は、「改善等が必要な施設」として下記の7施設を選定しましたので、今後の方向性等について市民や利用者の皆様から広く意見を募集します。

### 2. 対象施設及び方向性（案）

#### (1) 長者公園

施設情報	開設年	平成8年	運営形態	直営
	敷地面積	3,100 m <sup>2</sup>	利用者	池新田地区住民他
	土地	市有地を利用している。		
	設置目的	土地区画整備事業における緑地を確保するとともに、近隣住民の交流促進を図るため。		

#### (2) 神子公園

施設情報	開設年	平成12年	運営形態	委託
	敷地面積	6,077 m <sup>2</sup>	利用者	池新田地区住民他
	土地	市有地を利用している。		
	設置目的	地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るため。		

#### (3) 高松緑の森公園

施設情報	開設年	平成10年	運営形態	委託
	敷地面積	34,500 m <sup>2</sup>	利用者	マレットゴルフ利用者、園児、小学生
	土地	一部民有地を借地している。		
	設置目的	地域住民の交流を促進するとともに、健康増進を図るため。		

#### (4) 比木自然公園

施設情報	開設年	平成7年	運営形態	直営
	敷地面積	250 m <sup>2</sup>	利用者	比木地区住民他
	土地	民有地を借地している。		
	設置目的	重要文化財施設利用者の利便性向上を図るため。		

(5) 散歩道福田沢

施設情報	開設年	平成25年	運営形態	委託
	敷地面積	730 m <sup>2</sup>	利用者	比木地区住民他、 公園内観覧者
	土地	市有地を利用している。		
	設置目的	地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るため。		

(6) おまえざき公園

施設情報	開設年	平成10年	運営形態	直営
	敷地面積	5,400 m <sup>2</sup>	利用者	御前崎地区住民他
	土地	民有地を借地している。		
	設置目的	地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図るため。		

(7) 下比木こども公園

施設情報	開設年	平成7年	運営形態	委託
	敷地面積	400 m <sup>2</sup>	利用者	比木地区住民他
	土地	市有地を利用している。		
	設置目的	地域住民の交流を促進し、農村地域の活性化を図るため。		

方向性（案）	継続（見直し、管理主体変更）			
	市内公園の再編に向け、令和8年度までに再編計画を作成し、各公園の廃止や管理主体変更に係る方針を示す。			

### 3. 参考

#### 令和4～6年度 施設評価（最終評価）

	施設名称		方向性
1	文化会館	廃止（転用）	文化会館の機能をやめ、御前崎地区センターへ転用する。
2	市民会館	継続（見直し）	文化会館のホール機能を集約する。
3	薄原住宅	継続（見直し）	3棟のうち、2棟を解体し、1棟に集約する。
4	児童館	廃止（処分）	建物は解体、機能は適正な規模を維持し移転を検討する。
5	浜岡老人福祉センター	廃止（処分）	建物は解体、機能は各地区センター等へ分散させるなどの検討を進める。
6	旧佐倉公民館	廃止（処分）	譲渡や売却、解体を進める。
7	浜岡健康センター	廃止（処分）	賃借人と協議し、売却や譲渡、処分などの検討を進める。
8	職員住宅C1～C4	廃止（処分）	解体及び借地の返還を進める。
9	みさき住宅	継続（見直し）	市営住宅長寿命化計画の改訂に合わせ、市営住宅全体の統廃合や再配置の方針を決定する。
10	文化財整理室 （旧佐倉公民館）	廃止（処分）	令和7年度の解体を念頭に、高松倉庫との統合も含め保管物の移転先検討を進める。
11	清川泰次芸術館	廃止（転用）	令和7年度の用途廃止を念頭に、早急に関係者との協議を進める。